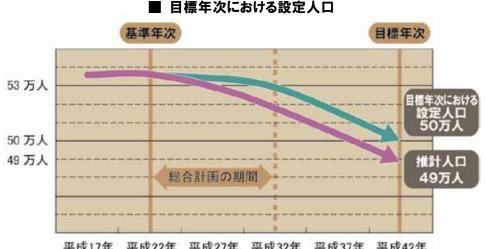
都市づくりのフレーム 3

(1)目標年次における設定人口

国勢調査による本市の人口は、平成22年まで一貫して増加を続けてきましたが、近年 ではその傾向が鈍化しています。国立社会保障・人口問題研究所がとりまとめた「日本 の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」では、本市の総人口は平成22年 をピークに減少に転じ、平成42年には約49万人になると見込まれています。

全国的に人口減少社会を迎えている中で、今後は、本市においても人口減少が進むと 予測されますが、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」では、少子化対策の 推進や市外からの人口流入及び定住化の促進により急速な人口減少の回避を目指し、本 マスタープランの中間年次にあたる平成32年には、現状の人口規模である53万人の維 持を目標としています。平成32年以降についても、急速な人口減少を回避する施策の確 実な実施により推計値を上回る人口の確保を目指し、目標年次にあたる平成42年の人口 をおおむね50万人として設定します。



平成17年 平成22年 平成27年 平成32年 平成37年 平成42年

注1:実績値は国勢調査

注2:推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」

(2) 都市計画区域の方針

都市計画区域外において開発圧力は顕著になっておらず、今後も大幅に開発が増加す るとは見込まれないため、現時点では原則都市計画区域の変更は行わないものとします。

(3)区域区分の方針

市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分制度は、無秩序な市街化を防止し、計 画的な市街化を図ることを目的としています。この制度はこれまで、人口が増加し、都 市活動が成長し続ける都市の拡大局面において重要な役割を担ってきました。

近年では、人口増加の鈍化、経済の長期低迷等により、これまでのような開発圧力は 減ってきていますが、持続可能な都市構造を実現するためには、一定の土地利用コント ロールは必要とされています。そのため、今後も引き続き区域区分を維持していくこと を前提とし、秩序ある都市の形成を図っていきます。